

より、本項は修正しないことで合意した。

・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。

・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと

(2) 「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」について議論された結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

(3) 「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」について検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。

また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画の Activity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。

(4) 「コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority” について、統一的な定義を作成することの利点」などについて検討した結果、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。

・2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること

・一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意したこと

(5) 「一般原則部会の付託事項（Terms of Reference）の修正案」については、議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。

①より正確になるよう第一文に加筆し

②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し

③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する

また、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。

(6) 「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」については、討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。

(7) 「コーデックス会議の共同開催」については、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることによって合意した。

また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。

- (8) 「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」については各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。

議論の結果、本討議文書を 2010 年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

- (9) 手続きマニュアル第 19 版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。
- (10) その他の事項及び今後の作業として以下の 2 項目について討議された。

① ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案等

コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第 5 項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ 8 に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 上述の第 5 項に関連して現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ 8 に保留されている事象についての具体的記述

② 経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関連する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

IV. 近年作業が完了した議題

- (1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案
- (2) 地域経済統合機関の加盟問題について
- (3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案
- (4) トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング (TR/PT) の検討
- (5) 国際政府間機関との協力のためのガイドライン
- (6) 手続き規程ルールの改訂案
- (7) コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案
- (8) 議長の選定基準案
- (9) 「作業優先順位の作成に関する判断基準」の改訂
- (10) 「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」
- (11) CAC の活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討
- (12) 手続き規則 VIII. 5 「オブザーバー」の改正案
- (13) 手続規則の規則 IV. 1 の「代表」についての解釈
- (14) 執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討
- (15) 正式会合における発言に関する手続き規則

の修正についての検討

- (16) 執行委員会構成メンバーの任期の明確化
- (17) CCFAC に適用されるリスク分析原則案
- (18) 食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関する CCFAC 方針案
- (19) コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き
- (20) 議長選出に関する手続き規則改正案
- (21) 「暫定」の定義について
- (22) CCFH の作業運営方法に関する文章について
- (23) CCFA 及び CCCF の付託事項案について
- (24) CCFH の新しい付託事項について
- (25) 「JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) による評価対象の優先順位付け基準改定案」について
- (26) 「分析結果の活用」の改訂案
- (27) コーデックス規格の一般原則
- (28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について
- (29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について
- (30) リスクマネジメント方法論原案について
- (31) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案について
- (32) CCMAS が完成させた“Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures”について

V. 近年の作業中止議題

- (1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について
- (2) 食品安全に関わるリスク分析用語の定義について
- (3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて

VI. 現在、検討中の議題

- (1) 食品の国際貿易のための倫理規約の改定案

- (2) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について
- (3) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのステップ 8 における企画の検討に関するガイドライン」について
- (4) コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
- (5) コーデックスの作業における途上国の参加
- (6) OIE とコーデックスの合同規格
- (7) コーデックス規格の適用に関する言及
- (8) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾 (acceptance)」に関する文言の取り扱い
- (9) コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用
- (10) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容
- (11) ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案等
- (12) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式

D. 考察

■ 「一般原則部会における検討経過に関する研究」では、「近年作業が完了した議題」として、以下に示す 32 項目の議題が検討され、各々以下のような経緯で作業完了となった。

- (1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案
 - ・第 18 回会議(2003 年 4 月)において、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8 として、03 年 6 月の第 26 回総会に進めることが合意された。
- (2) 地域経済統合機関の加盟問題について
 - ・第 18 回会議(2003 年 4 月)で、FAO 憲章・法律事項部会が検討した報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案についての議論を踏まえ、手続き規定の改訂案を第 26 回総会へ提出することに合意した。

(3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案

- ・02年の執行委員会で新規作業として承認された議題であり、第18回会議ではコーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた事務局案を基に議論されたが、結局 Step 2 に差し戻しとなった。
- ・以降、各回会議で議論され、第30回総会(2007年7月)において Step 5/8 で採択されたが、4月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。

(4) トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング(TR/PT)の検討

- ・02年の本部会で検討がなされた議題であり、リスク管理の視点を優先した議論をすべきとする意見と、消費者への情報提供等他の目的の視点も併せて議論すべき、との意見が対立していた。
- ・第18回会議(2003年4月)では、事務局が作成したペーパーを基に議論がなされたが、結局、フランスがWGを設置して定義に関する検討を行うこととなり、第20回会議(2004年5月)において提議案を手続規則に載せるよう第27回CAC総会に提案することが合意され(ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV)、第27回CAC総会において採択された。

(5) 国際政府間機関との協力のためのガイドライン

- ・本作業は、第24回総会で開始が決定され、事務局により手続きマニュアルの改正案が作成されたが、02年の本部会で、手続きマニュアルの改訂ではなく、新たなガイドラインの作成を行うこととされた。
- ・第21回会議(2004年11月)では、規格素案を作成できる協力国際政府機関をSPS協定機関に限定しようとする開発途上国と限定しないとする先進国間の議論となったが、結局、限定しない方向で修正し、総会に諮ることとなり、第28回総会では一部字句の修正を施し、承認された。

(6) 手続き規程ルールの改訂案

- ・第19回会議(2003年11月)において、手続き規程のルールIV「執行委員会」とルールXII「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置)の改訂案を第27回CAC総会に提出することに合意(ALINORM04/27/33 APPENDIX II)したが、第27回CAC総会では出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。

(7) コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案

- ・戦略的計画の策定や作業評価(critical review)

の实地などが決定されたのを受け、第19回会議(2003年11月)において、現行パート1がパート3に変更され以降番号は繰り下がり、新たにパート1(戦略的計画の策定)及びパート2(作業評価)が追加された「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案(ALINORM 04/27/33 APPENDIX III)が合意され、第27回CAC総会において採択された。

(8) 議長を選定基準案

- ・第19回会議(2003年11月)において議長を選定基準案(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VI)が合意され、第27回CAC総会において採択された。

(9) 「作業優先順位の作成に関する判断基準」の改訂

- ・第21回会議(2004年11月)において、WTOからの要求の可能性等を想定して「国際政府間機関からの提案」を基準策定の優先基準に追加する修正が提案されたが、現在、コーデックス委員会の構成や委託事項等の見直しがされていることから、その結果に配慮した上で規程改定は行うべきとの意見が出された。
- ・その結果、総会に対し今後の進め方に関する意見を求めることとなり、第28回総会にて改訂案は承認されたが、コーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。

(10) 「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」

- ・第21回会議(2004年11月)において、物理的WGおよび電子的WGについて各々以下のような修正がなされ、第28回総会にて採択された。
- ・物理的WGについては、透明性の確保のため別途定める場合を除きオブザーバーの参加を認めること及び3つの公用語訳をつけること等を修正し、電子的WGについては、物理的WGと同様の修正に加え、コーデックスコンタクトポイントを通じて参加者の登録を行うべきこと等を修正した。

(11) CACの活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討

- ・第21回会議(2004年11月)においてINGOより、最低年数や活動地域の要件に対し、反対の意見が提出され、さらに、各国からは参加資格剥奪の手続きについて透明性を失わないようにとのコメントが提出されたため、「参加に関わる原則」を修正し、第28回総会にて採択された。

(12) 手続き規則 VIII. 5 「オブザーバー」の改正案

・第 20 回会議(2004 年 5 月)において改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意 (ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)されたが、第 27 回 CAC 総会では出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。

(13) 手続規則の規則 IV. 1 の「代表」についての解釈

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、FAO 法務部の代表から説明された「議長・副議長がその任に当たる際には、自国代表ではなく、個人の資格でコーデックス全体の利益を代表するものであり、手続き規則の「代表」には含まれないと解釈する」との内容を遵守した場合、北米地域の代表が不在となる可能性がある。

・執行委員会の構成メンバーは 7 つの地域から、それぞれ 1 ヶ国が代表国として参加するが、北米地域は米国、カナダの 2 ヶ国で構成されており、議長、副議長も執行委員会の「代表」メンバーと解釈すれば、北米地域の代表が不在となることであったが、議長・副議長も「代表」に含めるかどうかにつき意見が割れ、オランダ、ベルギーなどは、上記の北米地域の問題は地域の区分を見直すことにより解決可能と主張したため、本件は、今後総会に助言を求めることとなった。

(14) 執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討

・第 24 回会議(2007 年 4 月)において、コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討され、最終的に “Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission” のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意し、総会で承認された。

(15) 正式会合における発言に関する手続き規則の修正についての検討

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、評価レポートでは、代表団のチーフについて問題点が指摘されているが、規則の修正案では、代表団の構成員が発言する場合の手続きとなっており、解決策となっていないとの指摘がなされたが、事務局より、現在部会のガイドラインに書かれている原則を総会にも定めるだけとの説明があり、原案で総会に諮ることになった。

(16) 執行委員会構成メンバーの任期の明確化

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、総会議長、副議長、地域代表国及び地域調整国の任期について整合性を図るため、任期は選出された総会から次々回の総会までの期間、再選は 1 回とすることが妥当であるという意見が多かったが、それぞれの任期開始時期を合わせるかどうかの検討を要すること及び本件について手続き規則の改定検討を総会から特段付託されていないことから、更なる討議資料を事務局が作成し次回本部会にて検討することとなった。

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において、メンバーの任期は、選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文が合意され、第 29 回総会において承認された。

(17) CCFAC に適用されるリスク分析原則案

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において内容を検討し、第 28 回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意され、第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。

(18) 食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関する CCFAC 方針案

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、内容を検討し、第 28 回総会に Step 8 として採択するよう勧告することが合意され、第 28 回総会で承認された。

(19) コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き

・第 21 回会議(2004 年 11 月)において、本規定は現在空文化しており、受諾及び通告に関する手続き規定を廃止すべきとの意見が出されたものの、「コーデックス委員会手続きマニュアル」のうち削除・改訂を要する文書、条項が複数存在し、具体的な改訂箇所が不明確だったため、事務局が改訂案を作成し、第 22 回会議(2005 年 4 月)で「改訂案」を検討した上で、第 28 回総会に諮り、承認された。

(20) 議長選出に関する手続き規則修正案

・第 22 回会議(2005 年 4 月)において内容を検討し、第 28 回総会にて採択された。

(21) 「暫定」の定義について

・第 23 回会議(2006 年 4 月)において“暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第 29 回総会において承認された。

- (22) CCFH の作業運営方法に関する文章について
- ・第 22 回会議(2005 年 4 月)では引き続き次回本部会で検討することとなったが、第 23 回会議(2006 年 4 月)において、いくつかの修正が加えられた後、再検討のために CCFH に差し戻すこととなった。
- (23) CCFA 及び CCCF の付託事項案について
- ・05 年の総会で CCFA を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定したことを受け、第 23 回会議(2006 年 4 月)において事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案を修正した上で第 29 回総会に提案することが合意され、総会では一部修正されて承認された。
- (24) CCFH の新しい付託事項について
- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)において食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意され、同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。
 - ・第 29 回総会において食品照射は CCFH が扱うことが合意された。
- (25) 「JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) による評価対象の優先順位付け基準改定案」について
- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)において残留農薬部会(CCPR)が作成した JMPR による評価対象の優先順位付け基準改定案の内容について検討し、一部を修正した上で第 29 回総会に諮ることが合意され、第 29 回総会で承認された。
- (26) 「分析結果の活用」の改訂案
- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)において分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案について合意され、第 29 回総会で承認された。
- (27) コーデックス規格の一般原則
- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)で一般原則の見直し案として、「コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではない」との文章を加えるなどの修正に合意し、第 29 回総会での採択を求めたこととなったが、第 29 回総会では、マレーシアの一般原則における助言的文章に関する規定を削除することの懸念を受け、CCGP に差し戻して再検討することとなった。
 - ・第 24 回会議(2007 年 4 月)において、マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議し、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意され、
- 「コーデックス食品規格の一般原則」案として総会に提案することで合意した
- (28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について
- ・EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが第 24 回会議(2007 年 4 月)において合意された。
 - ・地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。
- (29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について
- ・第 23 回会議(2006 年 4 月)において、同ガイドラインの修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めたこととなり、総会で承認された。
 - ・前回会議において、同ガイドラインに「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定したことを受け、第 24 回会議(2007 年 4 月)では、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討し、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。
- (30) リスクマネジメント方法論原案について
- ・食品中の残留動物用医薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案は、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関するテキストの若干の修正を施した上で第 24 回会議(2007 年 4 月)において承認された。
- (31) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案について
- ・第 24 回会議(2007 年 4 月)において、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあってはならないとの発言があったが、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。
- (32) CCMAS が完成させた“Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures”について

・第24回会議(2007年4月)で検討され、GSFAにおける食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)が、新たに組織されたCCFAにおいて個別食品規格の添加物の基準とGSFAの基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は合意され、総会において承認された。

■「近年の作業中止議題」は以下の3議題である。

- (1) 「手続きマニュアル中の「食品」の定義について」は、第20回会議で新規作業として承認されたが、第22回会議での議論の結果、変更しないことで合意し、第28回総会で改訂作業は中止された。
- (2) 「食品安全に関わるリスク分析用語の定義について」は、第22回会議で、本部会での検討が承認され、第25回会議まで議論が重ねられたが、リスク分析に係る作業が進行中であることから、この議論は時期尚早として作業中止となった。
- (3) 「各地域調整委員会の委託事項の見直しについて」は、第24回会議で、議題が提案されたが、第25回会議で、委任事項は変更しないことで合意し、作業中止となった。

■「現在検討中の議題」は12議題であり、その経緯は以下に示すとおりである。

(1) 食品の国際貿易のための倫理規約の改定案

- ・WTOが発足する前に定められ、またリスク分析の考え方がCACに取り入れられる以前のものであることから、SPS協定や最近策定された基準などの整合性を図るために見直し作業を行っているものである。
- ・第18回会議(2003年4月)では、検討を進める前に現行のcodeの不明確な点について議論をすべき(米国、豪州、チリほか)、開発途上国に考慮すべき(チリ、ボリビアほか)等の意見があり、Step 2に差し戻しとなった。
- ・第22回会議(2005年4月)で、CCFICSの活動との兼ね合いを確認することが必要とされ、CCFICSからの返答を踏まえて次回本部会で検討することになり、Step 3/4に留め置かれることとなった。
- ・第25回会議(2009年3月)では、現行規範の倫理に関する原則のみに着目して作成された改訂原案に基づいて議論が行われ、スコープとタイト

ルに国際貿易だけでなく食糧援助も加えること、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り、輸出国の法律も満たすべきであることなどの変更が加えられ、第32回総会にStep 5/8で最終採択することを諮ることとされたが、チリ、メキシコ、マレーシア、フィリピンなどがStep 5に留めるべきとして保留した。

・第26回会議(2010年4月)において、改定案に以下の修正を加えてStep 8とし、第33回総会(2010年7月)での最終採択を測ることで合意した。

- ① Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。
- ② Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。
- ③ Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)” に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。
- ④ また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”がWTO協定を含むことを示す脚注を追加した。

(2) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について

- ・第22回会議(2005年4月)において「手続きマニュアル」の内容や構成を再検討することが了承され、事務局はマニュアル案を作成したが、第24回会議(2007年4月)の中で、マニュアルに対する様々な要望・意見が出されたため、再度、事務局の方でマニュアル案を作成することとなった。
- ・第25回会議(2009年3月)において、手続きマニュアルの第18版の早刷り(英語版)が資料として配布され、第26回会議(2010年4月)では、手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。

(3) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのStep 8における企画の検討に関するガイドライン」について

- ・第23回会議(2006年4月)において、手続きマニュアルの「同ガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第29回総会で改訂案は承認されたが、第24回会議(2007年4月)において、前回会議で削除された内容を「手続きマニュアル」の他の規定に取り組みか否かについてはコンセンサスが得られず、再度総会に審議の必要性を確認することとなった。

○コーデックス・トラストファンドの運営の透明性を高める必要があること

(4) コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

- ・食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会および栄養・特殊用途食品部会において、各部会におけるリスク分析の原則に関する文書が作成されているが、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Active2.1 では CCGP がこれら原則文書の間に様式・内容などの一貫性の有無についてレビューすべきとあることから、この作業を今部会で開始したものであり、将来各部会におけるリスク分析の適正な適用を図ることを目的としている。
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)において事務局より、各部会のリスク分析の原則について、形式が必ずしも「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」にあっていないことなどの指摘がなされたが、2011 年までに作業を終える必要があることから、食品衛生部会のリスク分析の原則に関する文書の作成を待たずに、事務局が再度文書を回付して各国の意見を求めることとなった。
- ・第 26 回会議(2010 年 4 月)では、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、コーデックス事務局が準備した文書を基に検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。
- ・また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会が同戦略計画の Activity2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。

(5) コーデックスの作業における途上国の参加

- ・第 31 回総会において、コーデックスの主要部会の開催地域が変更していること、また、資金及び人的資源の不足などの理由から、コーデックス会議への途上国の参加を妨げられ、規格策定のプロセスにおける途上国からのインプットが少ないという問題が生じていることが指摘された。
- ・コーデックスの民主的かつ透明性のある運営のために、早急に解決する必要があるとの意見を受け、CCGP においても本件について検討することとされたもの。
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)では、途上国の参加に当たって、以下のような様々な意見があることを第 32 回総会に報告するとともに、引き続き総会でもこの議題を議論することが合意された。
 - キャンペーン・ビルディングが大事であること
 - 人的、金銭的資源の他にもビザ取得など実務上の困難もあること
 - 途上国の中にもコーデックス・トラストファンドに頼るのみでなく、自国で費用を負担して部会に出席し始めた国もあること
 - 途上国からの参加を増やせるとしても、科学的基礎を持たない参加者が増えることはコーデックスの作業にマイナスであること

(6) OIE と Codex の合同規格

- ・OIE より、動物生産に係る食品安全に関し、Codex との協力関係はすでに存在するが、より連携を強固にするために OIE/Codex 合同規格を作成することを検討する提案がなされた。
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)において、日本を含めた各国より、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、具第的な作業が提案されないとの議論が難しい旨の意見が出されたことを踏まえ、Codex 事務局が OIE 事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格作成の可能性について、討議文書を作成することとされた。
- ・第 26 回会議(2010 年 4 月)でも議題となったが、討議文書が会議当日に配布されたため、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの指摘があり、結局、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった

(7) コーデックス規格の適用に関する言及

- ・コーデックスの個別食品規格において、すでに廃止された「受諾(acceptance)」に関する記述が含まれるものが存在するため、同様の記述を含む規格をすべてリストアップし、この問題をいかに一貫した方法で水平的に取り扱うかについて検討するもの
- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)では、文書の回付が遅かったことから、事務局が再度同様の文書を回付して、総会までに各国が意見を提出することとなった。
- ・また、日本が提案した、手続きマニュアル付属文書「コーデックスの思想決定過程における科学の役割ならびにその他の事項が考慮される範囲に関する原則の表明」に「受諾(acceptance)」に関する記述が残存する件については、記述は変更せず、「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることで合意された。

(8) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾(acceptance)」に関する文言の取り扱い

- ・第 25 回会議(2009 年 3 月)において、日本より提案された、手続きマニュアル中「一般原則部会の委託事項」にも「受諾(acceptance)」が残存していることについては、「受諾(acceptance)」を含む文章全体が委託事項とは関係なく、過去に本部会が扱った議題の例示であることから、文章全体を削除することで合意されたが、マレーシアは、文章を残して「受諾手続きは 2005 年に廃止された。」という脚注を加えることを提案するとともに、部会の合意については留保を示した。
- ・第 32 回総会において、規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべき

との意見が出されたことから、再度、第26回会議(2010年4月)にて付託事項全体を検討することとなった。

- ・インド等いくつかの国が、経済的影響に関するステートメントを横断的かつ統一的に検討するメカニズムの構築が必要であると主張したが、我が国を含めいくつかの国は、「コーデックス手続きマニュアル」中のコーデックス規格作成手続きに関する規定において、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に認められていることから、CCGPの付託事項にその点を残しておく必要はないと指摘した。
- ・議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。

- ①より正確になるよう第一文に加筆する
- ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化する
- ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する

- ・経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。

(9) コンセンサスの概念とコーデックスにおける

その適用

- ・第23回CCGPにおいて、インドから「コンセンサス(合意)」の定義作成が提案されたことを受け、その必要性について検討を続けているもの
- ・第25回会議(2009年3月)では、各部会・特別部会の議長から出されたそれぞれの会合における「コンセンサス」の形成、取り扱いに関する情報をコーデックス事務局が取りまとめた討議文書に基づき議論されたが、以下のように意見は二分された。

- ①「部会ごとにコンセンサスの取り扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」
- ②「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」

- ・その結果、以下の7点を第32回総会に報告することとされた。

- (1)議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することができるようにすること
- (2)議長同士の非公式会合やCCEXECを活用すること
- (3)議長会議を少なくとも一年に一度開催す

ること

- (4)手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること
 - (5)コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること
 - (6)加盟国代表団用にもコンセンサス形式に関するパンフレットの作成を検討すること
 - (7)各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意するようにすること
- ・第25回会議において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題(substantive issue)に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。
 - ・第26回会議(2010年4月)では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、以下の様な意見が出された。

- i)提案文中にある“justify”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である
- ii)対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換えるのが適当である
- iii)コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国からも責務を有していることを考慮すべき

- ・我が国は、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないと意見を表明した。
- ・議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

(10) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容

- ・第32回総会において、①コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布(全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成)及び②会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、第26回会議で議論することとなっていたもの。
- ・第26回会議(2010年4月)において、各国から、

以下のような意見が出された。

- ①会議資料の翻訳と配布の遅延は、リリースと関連しており、具体的な調査をすることが重要であること
- ②報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること
- ③音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうること

- ・我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。
- ・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

(11) ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

- ・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が多くの国からあった。
- ・第26回会議(2010年4月)において、議論した結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。
 - a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果
 - b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

(12) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式

- ・第26回会議(2010年4月)において、マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。
 - a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
 - b) 上記メカニズム案に関連する規定案
 - c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

(第33回総会で採択された。)

E. 結論

「一般原則部会における検討経過に関する研究」(第18回会議(2003年4月)から第26回会議(2010年4月))の分野でのコーデックス会議の経緯をまとめることができた。これは日本政府の対処方針の決定に役立てることが出来た。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

CODEX「一般原則部会」の報告書とりまとめ
(主催国：フランス(パリ))

○CODEX 総会および CCGP (一般原則部会) の開催状況 (2003 年以降)

開催年	CODEX 総会 開催月日	CCGP 部会 開催月日	備考
2003 年		第 18 回会議(4 月 7 日～11 日)	
	第 26 回総会(6 月 30 日～7 月 7 日)		
2004 年		第 19 回会議(11 月 17 日～21 日)	
		第 20 回会議(5 月 3 日～7 日)	
	第 27 回総会(6 月 28 日～7 月 3 日)		
2005 年		第 21 回会議(11 月 8 日～12 日)	
	第 28 回総会(7 月 4 日～9 日)		
2006 年		第 22 回会議(4 月 11 日～15 日)	
	第 29 回総会(7 月 3 日～7 日)		
2007 年		第 23 回会議(4 月 10 日～14 日)	
	第 30 回総会(7 月 2 日～7 日)		
2008 年	第 31 回総会(6 月 30 日～7 月 4 日)		
2009 年		第 24 回会議(4 月 2 日～6 日)	
	第 32 回総会(6 月 29～7 月 4 日)		
2010 年		第 25 回会議(3 月 30 日～4 月 3 日)	
	第 33 回総会(7 月 5 日～7 月 9 日)		
		第 26 回会議(4 月 12 日～4 月 16 日)	

I. 委託事項

食品規格委員会が当部会に委託している手続き並びに一般的な事項を取り扱う。それらの事項としては、次のものが含まれる。

- (1) 食品規格の目的及び範囲、食品規格の性質及び各国による食品規格の採択の様式を定義する一般原則の制定
- (2) 規格部会に対するガイドラインの開発
- (3) 個別規格または規格の規定が有する経済上の可能性ある意義に関して、各国政府から提出された経済的衝撃の声明を検討する機構の開発
- (4) 食品の国際貿易に関する倫理規範の制定

II. これまでの重要決定事項

<第 18 回会議関係>

- (1) Definitions of Risk Analysis Terms Related to Food Safety(フードセーフティーに関連するリスクアナリシス用語の定義)(1997 年、1999 年一部改訂)
- (2) 「The Code of Ethics for International Trade in Foods(食品の国際貿易に関する倫理規範)(1979 年、1985 年改訂)
- (3) 「The Statements of Principle on the Role of Science and the Extent to which Other Factors are taken into account(科学の役割及びその他考慮すべき事項に関する原則)(1995 年採択)
- (4) 「地域経済統合機関の加盟資格」に関わる手続き規程の改定案を第 26 回総会へ提出することに合意した。主な改訂点は以下のとおり。(ALINORM O3/33A APPENDIX III、添付資料参照)
 - i 現行手続き規程のルール I 3 をルール I 4 とし、新たに以下のルール I 3 を追加する。
"Membership shall also comprise regional economic integration organization members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission"
 - ii 現行手続き規程のルール II をルール III とし、新たに 8 つの条文から成るルール II (加盟組織)を追加する。
- (5) 「コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則素案」を Step8 に進めることに合意した。(ALINORM O3/33A APPENDIX IV)

<第 19 回会議関係>

- (1) 手続き規程のルールIV「執行委員会」とルール X II「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置)の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX II)
- (2) 戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の実施等が決定されたのを受け、基準や関連テキストの重大な見直しに関連する「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。本改訂案では現行パート 1 がパート 3 に変更され以後の番号が繰り下がり、新たにパート 1(戦略的計画の策定)及びパート 2(作業評価評 1 面)が追加された。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX III)
- (3) 議長を選定基準を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX IV)
- (4) コーデックス部会及び特別政府間作業部会の主催国に対するガイドライン案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VI)
- (5) コーデックス部会及び特別政府間作業部会の議長に対するガイドライン案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VII)

＜第 20 回会議関係＞

- (1) 手続規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)
(注)第 27 回 CAC 総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。
- (2) 「トレーザビリティ・プロダクト・トレーシング」の提議案を手続規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV)
(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。
- (3) 手続規則のなかの「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。

＜第 21 回会議関係＞

- (1) 「作業の優先順位確立に関わる規準の改訂案」については、総会での採択を求めることとなり、さらに今後の進め方を確認することとなった。
(注)第 28 回総会にて改訂案が承認され、さらにコーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。
- (2) 「物理的作業部会及び電子的作業部会のガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて採択された。
- (3) 「CAC の活動における国際非政府機関の参加に関する原則改訂案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて採択された。
- (4) 「国際的政府機関との協力に関するガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。
(注)第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。
- (5) 「議長選出に関する手続規則改正案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて採択された。

＜第 22 回会議関係＞

- (1) 「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第 28 回総会での採択を求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて承認された。
- (2) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について議論した結果、現在の定義のまま変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて承認された。
- (3) 「執行委員会のメンバーの任期に関する手続き規則の改訂案」に関する新規作業に着手することを承認するよう次回総会に求めることとなった。
(注)第 28 回総会にて承認された。

＜第 23 回会議関係＞

- (1) 「手続きマニュアル」の「執行委員会の構成メンバーの任期」に関する諸規定の改定について検討され、メンバーの任期は選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文については第 29 回総会に採択を求めることが合意された。
(注)第 29 回総会にて改訂条文は承認された。
- (2) 「手続きマニュアル」の「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。
(注)第 29 回総会で改訂案は承認された。

- (3) 「コーデックス規格の一般原則」の見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなった。
(注)第 29 回総会で検討の結果、CCGP に差し戻して再検討することとなった。
- (4) 「コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する用語“暫定措置(interim)”の検討」については、“暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第 29 回総会での採択を求めることとなった。
(注)第 29 回総会にて承認された。

<第 24 回会議関係>

- (1) 2006 年 9 月にベルギーにおいて開催された WG が作成した、「加盟国向けの食品安全のためのリスク分析に関する作業原則原案」について詳細に検討され、修正された作業原則原案が Step 5 として承認され、さらに Step 6 及び 7 を省略して Step 8 として承認することを提案することで合意された。
(注)2007 年 7 月の総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的に Step 5/8 で採択された。なお、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。
- (2) コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。最終的に “Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Work of The Codex Alimentarius Commission” のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点で適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。
(注)総会で承認された。
- (3) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案については、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあってはならないとの発言があり、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。
- (4) 食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。
- (5) CCMAS が完成させた “Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures” について検討し、承認された。GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織された CCFA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は承認された。
(注)総会にて承認された。
- (6) 第 23 回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。
- (7) 前回の会議において「コーデックス食品規格の一般原則」の改訂案を委員会に提案することが合意され、第 29 回委員会総会にて検討されたが、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、委員会は当部会に差し戻すことに合意した。マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。

＜第 25 回会議関係＞

- (1)「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂原案について検討され、タイトルを「CODE OF ETHICS FOR INTERNATIONAL TRADE IN FOOD INCLUDING CONCESSIONAL AND FOOD AID TRANSACTIONS」とし、第2条スコープに無償取引や食料援助に関する記述を追加し、第3条原則に賞味期間に関する記述を追加し、第4条のタイトルを変更し、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り輸出国の法律も満たすべきであること等の変更を加え、改訂案として第 32 回総会へ Step5/8 で提案することに合意した。
- しかしながら、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、チュニジア、ウルグアイは迅速ステップの扱いにはコンセンサスが得られていないとして留保した。
- (2) 日本から 2005 年の受諾手順の廃止に伴う CCGP の付託事項の見直しの提案があり、第2センテンスの削除について討議した。
- その結果、部会は以下のように付託事項の第2センテンスを削除することを総会に提案することに合意した。
- なお、マレーシアはこの決定に異議を表明した。

Terms of Reference

To deal with such procedural and general matters as are referred to it by the Codex Alimentarius Commission.

~~Such matters have included the establishment of the General Principles which define the purpose and scope of the Codex Alimentarius, the nature of Codex standards and the forms of acceptance by countries of Codex standards; the development of Guidelines for Codex Committees; the development of a mechanism for examining any economic impact statements submitted by governments concerning possible implications for their economies of some of the individual standards or some of the provisions thereof; the establishment of a Code of Ethics for the International Trade in Food.~~

- (3) 日本から提案のあった手続きマニュアルの付属書「STATEMENTS OF PRINCIPLE CONCERNING THE ROLE OF SCIENCE IN THE CODEX DECISION-MAKING PROCESS AND THE EXTENT TO WHICH OTHER FACTORS ARE TAKEN INTO ACCOUNT」のなかの“受諾”の用語の使用の見直しについて検討した。各国代表団からは“受諾”の用語の見直しは不要、この付属書の訂正は不要等の意見が出され、部会は、当該付属書の改訂は行わず、第4項に対して受諾手続きは 2005 年に撤廃されたとの注釈を脚注に加えるよう総会に提案することで合意した。
- (4) 部会はニュージーランドと英国が作成した“risk-based”若しくは“based on risk assessment”の用語の定義の必要性等に関する資料について検討し、この資料での指摘事項は現在及び今後の委員会の作業において心に留めるべきであるということに合意し、この資料については作業を継続しないことに合意した。
- (5) 第31回コーデックス委員会においてブラジルからコーデックスの様々な活討の結果、第 25 回 CCGP の会議において事務局が作成した途上国のコーデックスの委員会、部会、タスクフォース、ワーキンググループへの参加状況とその改善策を検討することとなり、今回、事務局の作成したデータについて検討し、8つの改善策 (Step3と6における書面コメントの活用、年間の会合開催回数の削減、テレビ会議の導入等) に関して様々な意見を交換した。
- 部会は更なる討議のために、これまでの検討内容を総会に報告することに合意した。

＜第 26 回会議関係＞

- (1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂案に以下の修正を加えて Step8 とし、第 33 回総会(2010 年 7 月)での最終採択を諮ることで合意した。【議題 3】 (第33回総会で採択された。)
- ① Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。
 - ② Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。
 - ③ Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)” に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)” と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。
 - ④ また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”が WTO 協定を含むことを示す脚注を追加した。

- ⑤Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。
- ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。
 - ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと
- (2)「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」について議論された結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。【議題 4】
- (3)「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」について検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。
- また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画の Activity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。【議題 5】
- (4)「コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority” について、統一的な定義を作成することの利点」などについて検討した結果、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。【議題 6】
- ・2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること
 - ・一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EU を含め多くの国が同意したこと
- (5)「一般原則部会の付託事項(Terms of Reference)の修正案」については、議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。【議題 7】
- ①より正確になるよう第一文に加筆し
 - ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し
 - ③受託に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する
- また、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。
- (6)「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」については、討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。【議題 8】
- (7)「コーデックス会議の共同開催」については、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。
- また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。【議題 9】
- (8)「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」については各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。
- 議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。【議題 10】
- (9)手続きマニュアル第 19 版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。【議題 11】

(10)その他の事項及び今後の作業として以下の2項目について討議された。【議題 12】

①ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

②経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関連する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

Ⅲ. コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 等

○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)

- (1)CCMS から提案された「クライテリアアプローチを用いる分析方法の選定に関する一般基準」及び「コーデックス分析方法の構築に関する原則」の改訂を承諾した。(ALINORM03/33A APPENDIX II)

○第 20 回会議(2004 年 5 月:H16)

- (1) CCMAS から付託された「単一試験書による妥当性確認」及び「コーデックスで用いる分析用語修正案」、「コーデックス規格及び関連文書の作成手順」の修正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX II)
(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。

○第 21 回会議(2004 年 11 月:H16)

- (1)事務局作成資料に基づいて、第 27 回コーデックス総会の決議事項及び付託事項の説明があった。特に、コンセンサスの定義の作成や関係する Procedural Manual の改訂について議論を行い、結果、新たな作業として取り上げないことを合意した。

- (2)CCFAC からの付託事項の内、Draft Risk Analysis Principle Applied by the CCFAC については、マレーシアなどから文章の修正要求が出され、CCGP のその他の規則などとの整合を可能な限り図るという権限において、内容の現行を伴う修正が適当かどうか、文書を修正した場合に CCFAC に戻すかどうかの議論を行い、結果、すでに採択済みの Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius との整合を図る観点から、複数の文章を修正し、Codex 総会に Step 8 として採択するよう勧告することを合意した。

なお、この Text については他の部会に影響を及ぼすようなひな形には必ずしもしない点を確認した。

(注)第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。

- (3)もう一つの付託事項の Draft CCFAC Policy for Exposure Assessment of Contaminants and Toxins in Food or Food Groups については、一文句の修正を行い、Codex 総会に Step 8 として採択を勧告することを合意した。

(注)第 28 回総会で承認された。

○第 23 回会議(2006 年 4 月:H18)

- (1)分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

- (2) 2005 年の総会で CCFAC を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定した。この決定に従って事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、修正した上で第 29 回総会に提案することが合意された。

(注)第 29 回総会では一部修正されて承認された。

- (3) 食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意されたが、同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会では食品照射は CCFH が扱うことが合意された。

- (4) 残留農薬部会(CCPR)が作成した「JMPCR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改訂案」の内容について検討し、一部を修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

○第 24 回会議(2007 年 4 月:H19)

- (1)EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討され、役割を明確にす

るために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。

- (2)コーデックス食品規格の汚染物質に関するセクション中に食品中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTF)を参照すべし、との文言を記述する件については CCFAC が提案した標準文章が承認された。

○第 25 回会議(2009 年 3 月:H21)

- (1)分析・サンプリング部会(CCMAS)から提案された「コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン案」の作業の終了に伴う手続きマニュアルの修正、栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)から提案された「CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案」について承認された。
- (2)ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC)からの提案については、コーデックス手続きマニュアルにおける、手続き規則「第 10 記録と報告」の第 1 項と、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフは矛盾せず、補完的な役割を果たしていることを確認した。
- (3)執行委員会(CCEXEC)に対し、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフについても、必要な修正を加えて手続きマニュアルに収載することを推奨することで合意した。

○第 26 回会議(2010 年 4 月:H22)

- (1)食品衛生部会から付託された「食品衛生部会に適用されるリスク分析の原則及び手続き」原案は、本体と付属文書との間に重複があることについて議論されたが、特に修正することなく承認された。
- (2)「個別食品規格の様式」(手続きマニュアル)中の食品添加物の項の修正案についても承認された。

IV. 近年作業が完了した議題と現在検討中の規格等

1. 近年作業が完了した議題と経緯

作業完了議題	各国の対応
(1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案	<p>消費者の健康保護及び公正な貿易の確保に配慮するとともに、必要に応じて予防処置を執りうることなどが盛り込まれた作業原作文</p> <p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 24 回コーデックス総会(01 年)において、「リスク分析のための作業原則」(リスク分析の目的、適用範囲などを規定)については、03 年までにコーデックス内部向けの作業原則をまず完成することとなった。 ・その後、鋭意作業が進められ、主要な対立点はすべて解消し、02 年の執行委員会で Step 5 に進められた。 ・議論の結果、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8 として、03 年 6 月の総会に進めることが合意された。
(2) 地域経済統合機関の加盟問題について	<p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EC 等地域経済統合期間の加盟問題については、02 年の一般原則部会で様々な疑念が呈されたため、FAO 憲章・法律事項部会が検討を行いその報告書が出された。 ・今次部会では、当学報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案について議論された。 ・米国から、「メンバー期間と加盟国はその権限の範囲内で議論に参加する」等の修正提案がなされたが、EU 諸国から「このような最終時点での修正提案は理解できない」等の反対意見が相次いだ。 ・結局、米国提案は採用されない形で手続き規定の改訂案を第 26 回総会へ提出することに合意した。 ・主な改訂点は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・現行手続き規定のルール 13 をルール 14 とし、新たに以下のルール 13 を追加する。 ・"Membership shall also comprise regional economic integrations members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission". ・現行手続き規定のルール III とし、新たに 8 つの条文からなるルール II(加盟組織)を追加する。
(3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案	<p>○第 18 回会議(2003 年 4 月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国向けの原則についても、コーデックス向けに引き続いて作成することとされ、02 年の執行委員会で新規作業として承認された。 ・提示されている事務局案は、コーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた原則案となっている。 ・議論の進め方については以下のような意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国向けの原則案については、コーデックス向けをベースにした本原案の検討を進めるべき(EU 諸国、カナダ) ・各国政府がリスク分析を適用する際にもっと有用なガイダンスを作成すべき。(米国、豪州) ・一般的な原則を作成することとして、必要に応じてガイダンスを作成すべき。(ノルウェー、日本) ・予防措置 ・予防措置については、重要なリスク管理の選択肢の一つであるとの共通認識であった。 ・以下の点について対立があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国が予防措置を適用するためのガイドラインを作成すべき(EU ほか欧州諸国) ・予防の概念は SPS 協定にすでに規定されているため、ガイドラインを作成する必要がない。(米、南米諸国等) ・ワーキンググループ ・コーデックスで検討するためのワーキンググループの設置の必要性についても議論となったが、開発途上国の参加がない(米、南米諸国等)等の理由から設置は見送られた。